鹿児島県肉用牛振興協議会情報提供誌
肉振協だより第５０号
鹿児島黒牛

編集発行　鹿児島県肉用牛振興協議会
所在地　〒890-8577　鹿児島市鴨池新町１０－１
（鹿児島県農政部畜産課内）
ＴＥＬ：099－286－3223　ＦＡＸ：099－286－5599
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞＵＲＬ：http://kagoshima-kuroushi.org/

今こそ，生産性向上に努めましょう

子牛の死廃事故頭数及び繁殖農家１戸あたり飼養頭数の推移

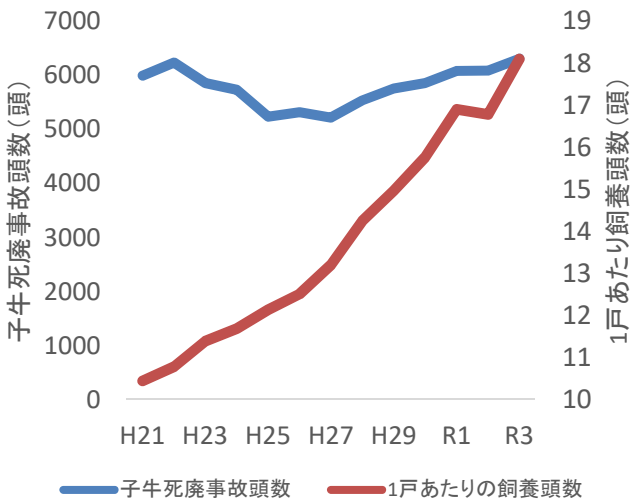

子牛疾病類別治療割合

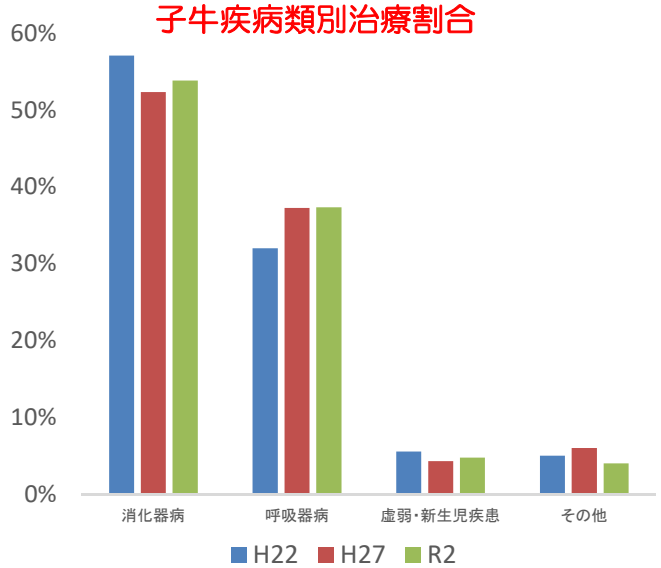

データ提供：鹿児島県農業共済組合

子牛の死廃事故頭数は，令和３年で約６３００頭と近年増加傾向にあります。特に平成27年以降は，１戸あたりの増頭数に比例し，死廃事故頭数も増加しています。死廃事故のうち，胎児異常が全体の約４１％（令和３年）となっているため，異常産ワクチン接種の励行，適正交配に努めましょう。また，子牛の疾病類別治療割合は，消化器病が50%以上を占め，次いで呼吸器病となっています。呼吸器病は，増加傾向にあります。飼養衛生管理基準を遵守した衛生対策に努めましょう。

畜舎衛生対策の基本となる畜舎内外の消毒を励行していますか。令和４年度は，県経済連が消毒液と踏込消毒槽を配布しております。
事故率低減への第一歩として消毒の重要性を再認識しましょう。

第12回全共鹿児島大会結果について

鹿児島県代表の出品牛が全９部門中**６部門で首席（農林水産大臣賞）を獲得**するとともに，「種牛の部」では，30年ぶりとなる**内閣総理大臣賞**を第4区繁殖雌牛群で受賞し，二大会連続となる**「和牛日本一」の栄冠に輝く**ことができました！さらに，第８区では**最優秀枝肉賞を県勢が２大会連続受賞**しました！

		出品頭数	名　号	父　牛（種雄牛）	地区	市町村	氏　名	褒賞内訳
第１区	若雄	21頭	白浜喜	喜亀忠	曽於	曽於市大隅町	県肉用牛改良研究所	優等賞１席
			金吉桜	金吉幸	曽於	曽於市大隅町	県肉用牛改良研究所	優等賞６席
第２区	若雌の１	33頭	みか	若百合	姶良	姶良市姶良	福﨑　正廣	優等賞３席
			たかこ1	若百合	肝属	鹿屋市	青木　春佑	優等賞７席
第３区	若雌の２	32頭	ゆうこ	華春福	鹿中央	日置市伊集院町	(株)ミヤボク宮下牧場	優等賞２席
			はるこ	華忠良	曽於	鹿屋市輝北町	（株）森ファーム	優等賞５席
第４区	繁殖雌牛群	18組(54頭)	やすこ	華春福	姶良	湧水町栗野	拵　正人	優等賞１席
			てるはな	華春福		霧島市福山町	藤山　粋	
			さき	幸紀雄		霧島市福山町	落合　新太郎	
第５区	高等登録群	16組(48頭)	こづる	安福久	曽於	鹿屋市輝北町	宮園　春雄	優等賞１席
			なつみ	華春福				
			さくら	喜亀忠				
第６区	総合評価群（種牛群）	15組(60頭)	すみれひめ	安亀忠	肝属	南大隅町根占	鶴田　くみ	優等賞１席
			いつみ92			鹿屋市串良町	上別府　槇	
			ひでこ			鹿屋市串良町	上別府　槇	種牛群２位
			かりなきよ			東串良町	前田　龍二	肉牛群２位
	総合評価群（肉牛群）	15組(45頭)	亀吉		川辺	南さつま市加世田	（有）江籠畜産	
			誠司３７		出水	長島町	（株）中山畜産	
			速子１１５４		肝属	鹿屋市	新地　正清	
第７区	脂肪の質評価群	21組(63頭)	忠雄	華忠良	出水	出水市	（同）林ファーム	優等賞５席
			左之介		曽於	曽於市末吉町	（株）加治佐畜産	
			美華桜		薩摩	薩摩川内市	森永　三徳	
第８区	去勢肥育牛	58頭	南迫	華忠良	肝属	鹿屋市串良町	（有）うしの中山	優等賞１席
特別区	高校及び農業大学校	24頭	しえな	華忠良	曽於	曽於市末吉町	県立曽於高等学校	優等賞１席

第1区（若雄）

「白浜喜」　肉用牛改良研究所

「金吉桜」　肉用牛改良研究所

第2区（若雌の1）

「みか」　福﨑 正廣

「たかこ１」　青木春佑

第3区（若雌の2）

「ゆうこ」（株）ミヤボク宮下牧場

「はるこ」（株）森ファーム

熱戦を繰り広げた鹿児島県代表牛の勇姿

第4区（繁殖雌牛群） 内閣総理大臣賞受賞

「やすこ」拵 正人，「てるはな」藤山 粋，「さき」落合新太郎

第5区（高等登録群）

「こづる」，「なつみ」，「さくら」 宮園春雄

第6区（総合評価群：種牛群）

「すみれひめ」鶴田くみ，「いつみ92」「ひでこ」 上別府 槇，「かりなきよ」前田龍二

第6区（総合評価群：肉牛群）

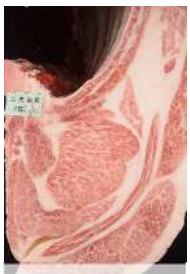

（有）江籠畜産

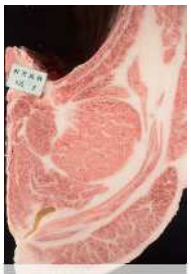

（株）中山畜産

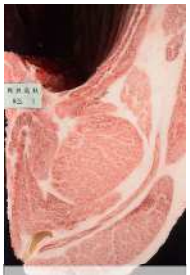

新地 正清

第7区（脂肪の質評価群）

（同）林ファーム

（株）加治佐畜産

森永 三徳

第8区（去勢肥育牛） 最優秀枝肉賞受賞

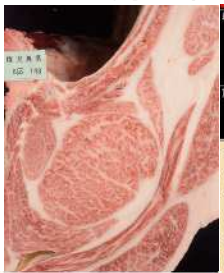

（有）うしの中山

特別区（高校及び農業大学校の部）

「しえな」 県立曽於高等学校

令和４年４月１日から

畜舎特例法※が制定されました

※畜舎特例法：「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」

背　　景

- 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中において，畜舎等を新築して新規参入や規模拡大を行おうとする際，畜舎等には建築基準法が適用され，特に寒冷地などでは畜舎等の建築に係る負担が大きいところです。
- このため，**建築基準法の基準によらず畜舎等の建築ができるよう，畜舎特例法が措置**されました。

概　　要

- 畜舎特例法で建築する場合，**建築基準法に基づく建築確認申請が不要**となります。
- 畜舎特例法に基づく畜舎建築利用計画の作成，知事の認定が必要となります。
  ①　一棟あたりの**床面積3,000㎡以下**の場合
  畜舎建築利用計画を作成し，知事の認定を受ける。
  ②　一棟あたりの**床面積3,000㎡超**の場合
  民間の検査機関による技術基準等審査（建築基準法の建築確認と同等の審査）＋畜舎建築利用計画を作成し，知事の認定を受ける。

対象となる畜舎

- **畜舎**※1（搾乳施設を含む）又は**堆肥舎**※2
- 畜舎又は堆肥舎に付随する※3**保管庫（倉庫又は車庫）**
- 畜産経営に必要な**貯水施設**等※4
- 高さ８ｍを超える**発酵槽**等※2

（保管庫等は令和５年４月１日より対象に追加されます。）

☑ 市街化区域･用途地域外の地域に建築
☑ 建築士が設計したもの
☑ 高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さないもの
☑ 新築，増築，改築及び構造に変更を及ぼす行為を行う際に申請可能

※１　①ペットの飼育施設、②競走馬･乗用馬の厩舎及び堆肥舎は、畜舎特例法の対象外です。
※２　家畜排せつ物の処理又は保管のためのものが対象となります。家畜排せつ物以外の物を処理等するものは畜舎特例法の対象外です。
※３　「付随する」とは、畜舎･堆肥舎と①同一敷地内、②隣接する敷地内、③近接する敷地内に建築等するものであって、畜舎･堆肥舎と一体的に利用することをいいます。
※４　搾乳施設の洗浄のために使用する水を貯水するための施設、畜舎で使用する井戸水を浄化するための浄化設備を備える施設等がこれに当たります。

畜産農家等のメリット

一棟あたりの床面積3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要になり，建築確認に要する費用を節約できます。

- 敷地，構造，設備等に関する技術基準についての審査が不要となります。※3
- 緩和された技術基準（次ページ参照）が適用され，建築費の削減が期待されます。

※３　これまでと同様，都市計画区域外において，建築面積が木造500㎡以下（鉄骨等200㎡以下）の畜舎等は建築基準法に基づく建築確認は必要ありません。
（この場合は畜舎特例法に基づく認定も必要ありません。）

畜舎特例法の基準

畜舎の構造等による**技術基準**と，利用方法による**利用基準**を守る必要があります。

A構造

技術基準

中規模の地震動（震度５強程度）に対して，損傷が生じないような構造等の基準

B構造

技術基準

中規模の地震動に対して、損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しないような構造等の基準

利用基準

○Ａ・Ｂ構造畜舎等共通
・夜間（夜10時から朝４時）に畜舎内で睡眠しない
・避難経路の確保
・Ａ又はＢ構造畜舎等であることの表示

○Ｂ構造畜舎等のみ
・滞在者数・滞在時間の規制
・定期的な避難訓練に関する記録保存

畜舎特例法に基づく手続の流れ

赤色（下線部）は１棟あたり面積3,000㎡超の場合

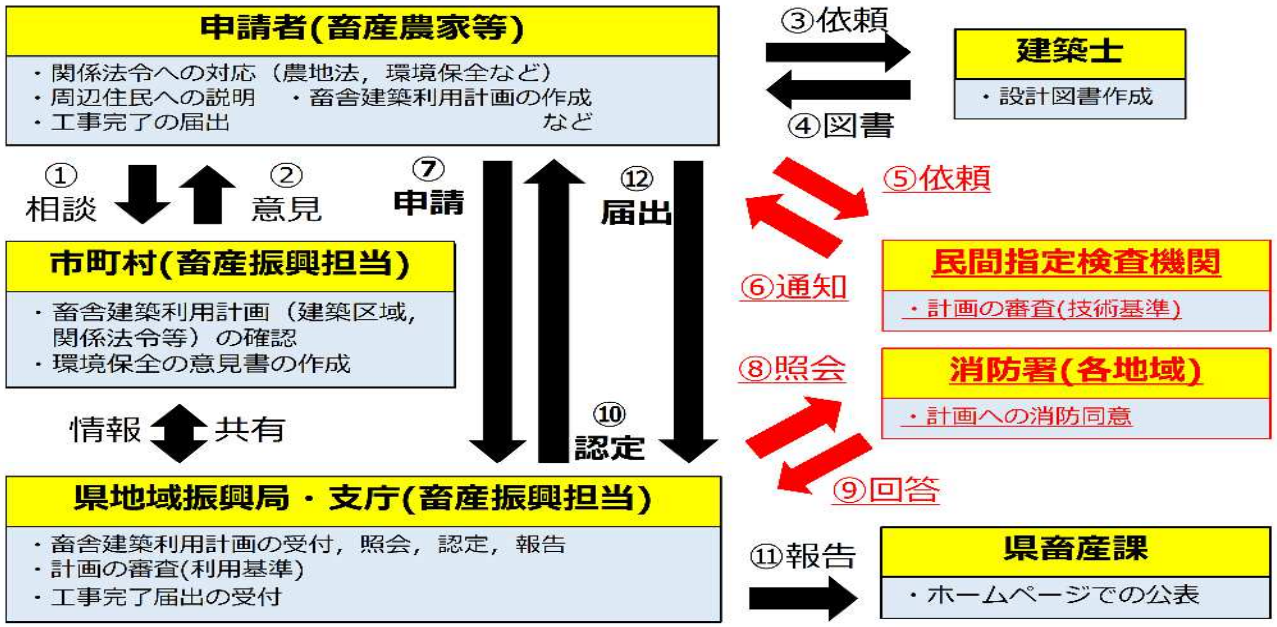

畜舎特例法を利用する際の留意事項

- □ 建築基準法または畜舎特例法のどちらか選択が可能です。
- □ 畜舎特例法と建築基準法で建築するものは，敷地を分けなければなりません。
- □ 床面積3,000㎡以内の場合も，建築士の構造計算等に基づく設計が必要です。
- □ 計画の添付書類として，畜産経営環境保全に関する意見書などが必要です。
- □ 計画申請者の氏名(法人にあっては代表者)，認定年月日，畜舎等の所在地等について，県ホームページで公表されます。
- □ 利用状況の報告(５年に１度，畜等舎を利用停止するまで)が義務付けられます。

【 床面積が3,000㎡超の場合 】

- □ 民間指定検査機関における技術基準の適合審査を受ける必要があります。

【お問い合わせ先】
●畜産課企画経営係　099(286)3218
●鹿児島地域振興局農政普及課畜産振興係　099(805)7372
●南薩地域振興局農政普及課畜産振興係　0993(52)1345
●北薩地域振興局農政普及課畜産振興係　0996(25)5531
●姶良・伊佐地域振興局農政普及課畜産振興係　0996(25)5531
●大隅地域振興局農政普及課畜産振興係　0994(52)2140
●曽於畑地かんがい農業推進センター農業普及課畜産振興係　0994(82)1118
●熊毛支庁農政普及課農業振興係　0997(22)0044
●大島支庁農政普及課糖業畜産係　0997(57)7333

令和５年１０月からインボイス制度がはじまります

インボイス制度とは，適格請求書のことで販売した子牛（成牛）の消費税額を示した請求書等です。肥育農家等「以下，購買者」は，消費税に係る仕入れ額控除を受けるためには，繁殖農家等（以下，販売者）が発行する「インボイス」が必要になります。

県内の肉用牛繁殖農家の多くは，年間売上額（税込）が1,000万円以下の免税事業者（消費税の納付が原則不要）ですが，令和５年１０月から，免税事業者のままでは，この「インボイス」を発行できません。

免税事業者

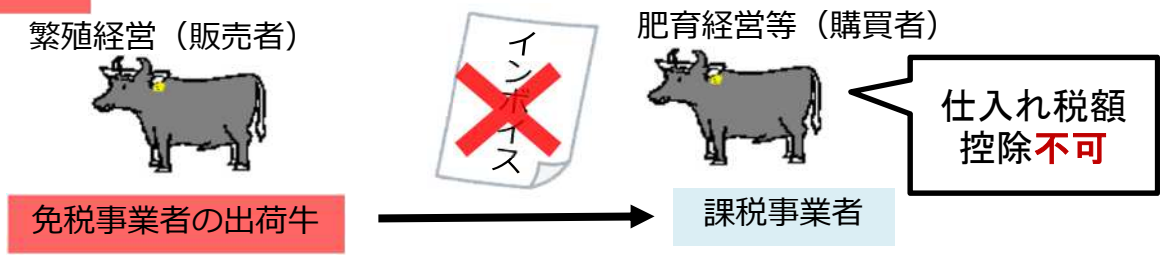

課税事業者

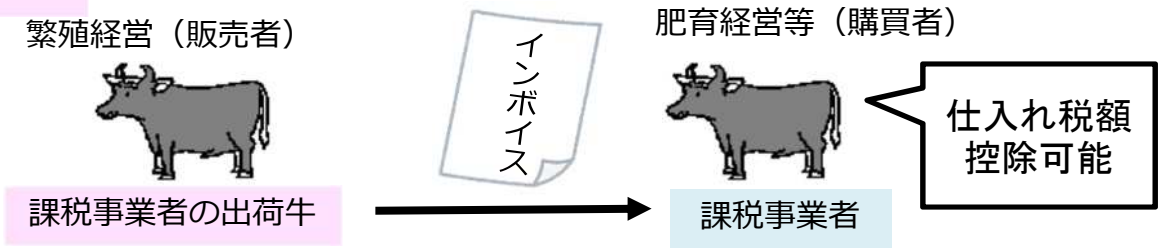

今後，セリ市において，販売者が課税事業者であるか，ないか購買者にお知らせする必要があるため，セリ市名簿にその旨，表記される予定です。

現在，免税事業者である販売者（繁殖農家）も課税事業者になることができます。
課税事業者になるかならないかは，経営者の判断となります。課税事業者の登録申請は税務署長に提出する必要があります。

販売者に対する経過措置
免税事業者が課税事業者となった場合，納税額が売上税額の２割に軽減されます（令和８年9月まで）。

購買者に対する経過措置
購買者が免税事業者である繁殖農家から導入した場合でも，令和８年９月まで（３年間）は８０％，その後，令和１１年９月まで（３年間）は５０％の仕入れ消費税の控除が可能となります。

インボイス制度については，お近くの税務署にお問い合わせください

令和４年度第２次補正予算の概要（肉用牛）

優良な繁殖雌牛導入支援事業

【生産基盤拡大加速化事業】令和５年も事業継続！！

畜産クラスター計画に基づき優良な繁殖雌牛を増頭した場合に奨励金が交付されます。

	繁　殖　雌　牛	
飼養規模	５０頭未満	５０頭以上
増頭奨励金	２４．６万円／頭	１７．５万円／頭

【参加要件】
前年１月１日から１２月３１日までに繁殖雌牛（生後９ヶ月齢以上）頭数が増頭又は維持した農家（一部例外があります）。
詳細は，ＪＡ等にお問い合わせください。

※交付上限頭数：事業毎に50頭まで

【肉用牛経営安定対策補完事業】

①優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な経営体育成支援　増頭奨励金：８万円or１０万円／頭
②遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛の導入支援（更新にも使えます）
　多様性：６万円or９万円／頭（希少系統）
　優　良：４万円or５万円／頭（能力の高い牛）

強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業

肉用牛経営安定対策補完事業のメニューに加わりました

【事業期間】令和４年10月～
【事業要件】
①子牛生産者補給金制度に加入していること
②給与する代用乳の栄養成分含有量：粗タンパク質26%以上で粗脂肪18%以下の代用乳
　※令和４年10月１日から令和５年３月３１日に１頭当たり45Kg以上購入したことを証明する書類（電磁的記録を含む）を保管し，その写しを提出できる者
　事業対象代用乳の確認は，購入先にお問い合わせください。
　（ＪＡ系統は「ミルダッシュ」のみ対象）
【奨励金交付対象牛（下記①から④のすべてを満たすこと）】
①黒毛和種であること
②令和４年10月１日から令和５年３月３１日に出荷された牛（令和４年度）
③出荷日齢が去勢牛182日～270日，雌牛182日～280日
④出荷時の日増体重（出荷体重÷出荷日齢）が
　去勢牛1.08Kg以上/日，メス0.97Kg以上/日
※交付上限頭数：事業期間内の代用乳購入数量÷４５Kg

和子牛生産者臨時経営支援事業

肉用子牛生産基盤の安定を図るため，和子牛生産者のセーフティーネットを臨時的に措置
【事業内容】
・市場等で取引される和子牛の九州・沖縄ブロックの平均売買価格（四半期別）が発動基準価格を下回った場合に，当該平均売買価格と発動基準価格の差額の４分の３を支援する。
・黒毛和種の発動基準：６０万円（税込）
・実施期間：令和５年1月から１２月まで
※令和４年６月から１２月までは「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業」が措置されていました（６０万円を下回った場合１万円／頭　９月と１０月に発動）。

～高タンパク低脂肪代用乳を用いた哺乳技術～

鹿児島県畜産試験場

技術開発の背景　～高タンパク低脂肪代用乳を用いた哺乳技術～

子牛が誕生したらフレームサイズ（骨格および筋肉）を意識した最大発育を実現することが重要です。また，本県の子牛育成マニュアルで示している粗飼料多給型の育成方法を実践するには，発育だけでなく離乳前後の飼料摂取量を安定的に増加させる飼養管理技術が求められます。

そこで，高タンパク低脂肪代用乳を給与する哺育試験結果を踏まえ，発育改善と飼料摂取量が増加する給与体系を開発しました。（H27）

ポイント１　高タンパク低脂肪代用乳

専用の代用乳を使用すると消化不良が少なくなります。

表　代用乳の成分　（%）

	粗蛋白質（CP）	粗脂肪（CFat）
高タンパク低脂肪代用乳（ﾐﾙﾀﾞｯｼｭ，ｶｰﾌﾄｯﾌﾟﾌﾞﾗｯｸEXなど）	28．0	18．0
一般的な代用乳	26．0以下	16．0～25．0

ポイント２　５倍希釈

代用乳（粉ミルク）	希釈温湯量
400ｇ	2．0リットル
500ｇ	2．5リットル
600ｇ	3．0リットル

【重要】代用乳および希釈する温湯は必ず量って濃度を一定に保ちましょう。

ポイント３

適正な減乳期間を設けることで離乳前後のえづけ飼料（人工乳）の摂取量が向上し，離乳後の立ち上がりがスムーズです。

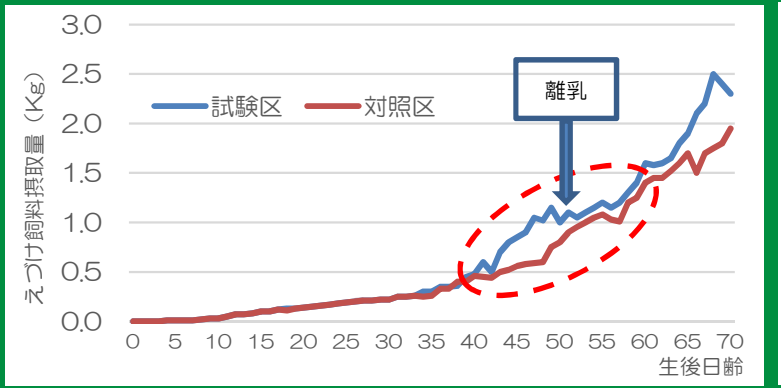

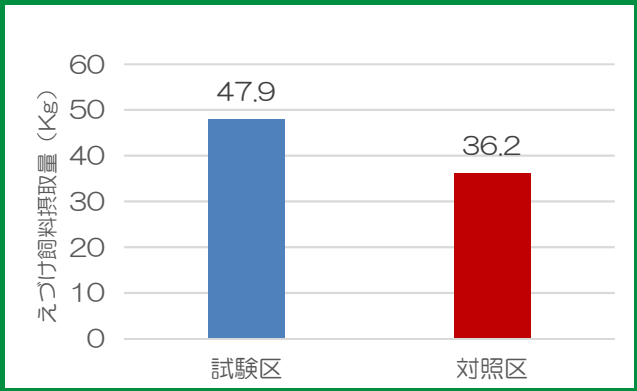
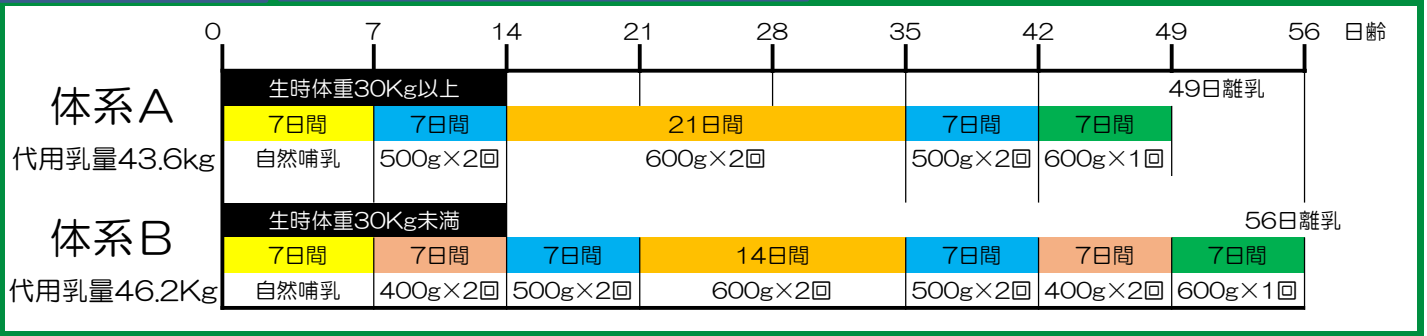
ポイント４　生時体重に応じた２つの体系